

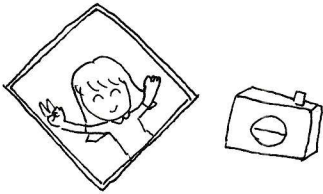
- ・不特定多数の人に発信するデジタル作品の言設計には、年齢に関係なく、より(多く)の人に分かりやすく伝わることを考える必要がある。
- また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、使う色も考慮する。

デジタル作品と権利

素材となる
情報の扱い方

文章、音声、画像などの他人が制作した著作物には(著作)権があり、無断で使用することはできない。

人物の写真であれば、撮影した人に(著作)権がある。



写された人にも(プライバシー)があるので、他人への送信は被写体の許可を得なければなりません。

顔写真や名前、住所、電話番号などの(個人情報)の公表は、むやみに行わない。

著作物の利用方法について

引用する場合 ... 引用とは、自分の著作物に、他人の著作物から図表や文章の(一部)を取り入れることをいう。引用するには必然性が求められる。

- ・文章を引用する場合、引用した部分に括弧を付けるなど自分の文章と(区別)する必要がある。
- ・引用する著作物の(著作者名)や題名などを明示する。

引用以外で利用する場合 ... 著作権者に(許可)を得ることが原則である。